



## 業務の運営に関する規程

事業所名 スキルハウス・スタッフィング・ソリューションズ株式会社

### 第1 求人

1. 弊社は、国内の職業安定法に定められた港湾運送業務と建設業務を除く全職種としいかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、求人内容の聞き取りにより受理いたします。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
4. 弊社は求人の申し込みについての手数料は一切いただいておりません。

### 第2 求職

1. 弊社は、国内の港湾運送業務と建設業務を除く全職種に関する求職の申込みを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、本人からホームページからの登録、または、直接来社されて、お申し込みください。

### 第3 紹介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
2. 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
3. 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間そ

の他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

4. 弊社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
5. 就職が決定しましたら求人された方から基本契約書の手数料に基づき、紹介手数料を申し受けます。

#### 第4 その他

1. 弊社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から弊社に対して、その報告をしてください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様にご報告ください。
3. 弊社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
4. 弊社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
5. 弊社の取扱職種の範囲等は、国内の全職種です。
6. 弊社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。弊社の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は弊社担当に詳しくおたずねください。

2014年11月1日

代表者 スキルハウス・スタッフィング・ソリューションズ株式会社  
代表取締役 マーク・スミス